

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 34 号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の全部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の全部
を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市教育委員会教育長の勤務条件に関する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和
62 年函館市条例第 8 号）の全部を改正する。

函館市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一
般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（
平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づきなお従前
の例により在職する函館市教育委員会教育長の同項の規定に基づき在
職する間における勤務条件については、改正前の函館市教育委員会教
育長の給与および勤務条件等に関する条例の規定は、この条例の施行
後も、なおその効力を有する。この場合においては、同条例附則第 6
項の規定は適用せず、同条例第 3 条第 1 項中「79 万円」とあるのは
「74 万円」と、同条例第 5 条第 1 項中「100 分の 360」とある
のは「100 分の 330」とする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規定を整備するため